

最高裁昭和六二年（行ツ）第八九号、六三・一二・九判決
判 決

上告人　　オリエンタルモーター株式会社

被上告人　中央労働委員会

右参加人　総評全国金属労働組合茨城地方本部オリエンタル土浦分会

右当事者間の東京高等裁判所昭和六〇年(行コ)第九号不当労働行為救済命令取消請求事件について、同裁判所が昭和六二年五月二六日言い渡した判決に対し、上告人から全部破棄を求める旨の上告の申立があった。よって、当裁判所は次のとおり判決する。

(主文)

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

(理由)

上告代理人 Y1、同 Y2、同 Y3 の上告理由について

上告人が本件団体交渉の申入れに応じなかったことが労働組合法七条二号の不当労働行為に当たり、本件救済命令に違法はないとした原審の認定判断は、原判決挙示の証拠関係及びその説示に照らし、是認することができ、原判決に所論の違法はない。所論引用の判例は、事案を異にし、本件に適切でない。論旨は、ひっきょう、原審の専権に属する事実の認定を非難するか、又は原判決を正解しないでこれを論難するものであって、採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第二小法廷